

鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会 要点記録

第 5 回

開催日時	平成 30 年 12 月 6 日(木) 午後 6 時 30 分～7 時 40 分	
開催場所	鷺宮区民活動センター分室 洋室 2	
出席者	委員	高橋洋雄、田村邦彦、岡田勲夫、野澤房枝、中川明、瀬尾圭、堀井裕子、宮内信子、黒木伸子、斉藤百合、浦野雅晴、武智直貴、岡本賢二、佐々木智津子、早乙女通英、高橋昭彦、石原千鶴 (敬称略、名簿順)
	事務局	学校・地域連携担当
	その他	子ども教育施設担当、パシフィックコンサルタンツ株式会社
会議次第	【議事】 1 統合新校の新校舎の基本構想・基本計画(案)について 2 その他	

第 5 回 鷺宮小学校・西中野小学校統合委員会 会議要旨

委員長

これより第 5 回学校統合委員会を開会する。傍聴希望者はいない。本日は新校舎の検討を支援していただく設計会社である、パシフィックコンサルタンツ株式会社の皆さんに出席いただいている。議事に入る前に事務局より連絡がある。

事務局

始まる前にお詫びがある。前回、資料を事前送付するという約束をしたが、一昨日に投函したものが本日皆様のお手元に届いたとお聞きした。事前送付の約束を果たせなかったことについて、お詫び申し上げます。以後は確実にお手元に届くようにしていきたい。十分に資料をご覧いただいているかもしれないが、本日のところはよろしくお願ひ申し上げたい。

1 議事

議事(1) 統合新校の新校舎の基本構想・基本計画(案)について

委員長

議事に入る。統合新校の基本構想・基本計画(案)について、事務局の説明をお願いしたい。

■資料「現第八中学校敷地での小学校新校舎整備について」、「配置案における各種検討について」を教育委員会事務局副参事(子ども教育施設担当)より説明

◎資料「現第八中学校敷地での小学校新校舎整備について」

1. これまでの学校統合委員会でいただいたご意見及び区の考え方

学校敷地が道路により分断される現第八中学校敷地にて、小学校の新校舎を整備していくにあたっては、建築基準法における建ぺい率、容積率の制限から、原則、校庭と主たる校舎を別敷地に整備していくことになる。

そうした場合の「校庭のあり方」や「道路上空通路の安全性」等について、課題があるとのこと意見をいただいた。

【前回の学校統合委員会でいただいたご意見及び区の考え方】

(1) 校長先生達の意見を取り入れた配置案となっているか。

鷺宮小学校、西中野小学校の校長先生、副校長先生のほか、第八中学校の校長先生等関係者と意見交換をさせていただきました。

いただいた意見を踏まえ、今回の配置案を作成し、あらためて鷺宮小学校、西中野小学校の校長先生方と意見交換をしていますが、施設配置案のとりまとめに向けては、引き続き意見交換をしていきます。

(2) 職員室と校庭が別敷地の場合、職員室や保健室等から校庭への視認性が担保出来ず、児童の安全管理に不安がある。

職員室等を含む校舎、校庭の場所や配置等については、教育環境や周辺環境との調和等を鑑み、様々な視点から引き続き検討・検証を進め、最適な計画をまとめていきます。

なお、校庭への視認性確保にあたっては、以下の対応を考えております。

- ・校庭の全景が確認できる監視カメラを設置し、職員室で確認できるようにする。
- ・校庭に面して整備するキッズ・プラザと連携し、キッズ・プラザの職員が児童の見守り、安全管理を行う。

(3) 道路上空通路の安全性は大丈夫か。1本ではなく、2本の方が良いのではないか。

安全性を担保するため、構造設計指針（平成28年4月東京都財務局）における耐震性の目標水準や、道路上空通路の設置に係る基準のもと、整備していきます。

なお、道路上空通路をどの学年の児童であっても利用しやすく、死角が生じにくい位置に1本整備するほか、更なる利便性向上を図るため、2本目の整備も検討いたしました。

(4) 避難の際に道路上空通路を通るのは危ないのではないか。避難時の計画はどのようになっているのか。

構造設計指針等に基づいて建築していくため、安全なものと考えておりますが、災害時においては、安全が確認されないと使用することができません。

災害時の避難場所については、屋内運動場もしくは校庭へ避難することとなります。

校庭への避難にあたっては、児童の安全を鑑み、北側敷地から校庭へアクセスしやすい階段の整備を検討しております。

2. 区における新校舎整備の考え方

(1) 配置計画・平面計画

①小学校（校舎・校庭）

- ア 校庭は、鷺宮小学校・西中野小学校と同等以上の面積とし、トラック120m（6レーン）程度、直線50m（6レーン）程度を確保する。
- イ 普通教室は、南向き採光とし、校庭・屋内運動場を利用しやすい位置に配置する。
- ウ 屋内運動場は、全校集会や式典、休み時間の活動等にも利用しやすいよう、主たる校舎棟となる北側敷地1階のエントランス至近に配置する。
- エ 特別支援学級は、緊急時の避難や特別な配慮を要する児童への対応のほか、普通学級の児童との交流が生まれやすいよう、職員室、エントランスに近接した1階に設置する。
- オ 道路上空通路は、児童が安全に利用できる通路幅を確保したうえで、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた、見通しがいい通路として整備する。
- カ 一足制における教育環境を踏まえ、北側敷地の校舎から道路上空通路を渡り、直接校庭に出ることができる屋外階段を南側校舎に整備し、校庭を利用しやすくする。
また、北側敷地2階の廊下に屋内運動場を見渡せるギャラリーや、オープンスペースを整備し、多様な教育活動に利用できる空間を整備する。
そうしたことにより、北側敷地校舎の廊下から道路上空通路、校庭への階段を見通し良くつなぎ、敷地が分かれている建物を一体的でまとまりのある空間となるよう計画する。
- キ 保健室は、職員室や屋内運動場との連絡が良く、救急車両が近接しやすい北側敷地の1階に配置する。
- ク 学校図書館を、校庭への動線上に配置し、児童が寄りたくなる環境として整備する。

②地域開放施設（キッズ・プラザ、地域開放型学校図書館）

- ケ セキュリティ確保のため、地域開放を行う「地域開放型学校図書館」「キッズ・プラザ」を南側敷地に、「屋内運動場」を北側敷地に配置し、児童の動線と分離する。
- コ キッズ・プラザの事務室にて、校庭にいる児童が視認できるよう整備し、キッズ・プラザの職員が児童の見守り、安全管理を行える配置とする。

(2) 避難計画

- サ 災害時の避難場所については、屋内運動場もしくは校庭へ避難する。
なお、校庭への避難にあたっては、児童の安全を鑑み、北側敷地からアクセスしやすい階段を整備する。

(3) 構造計画

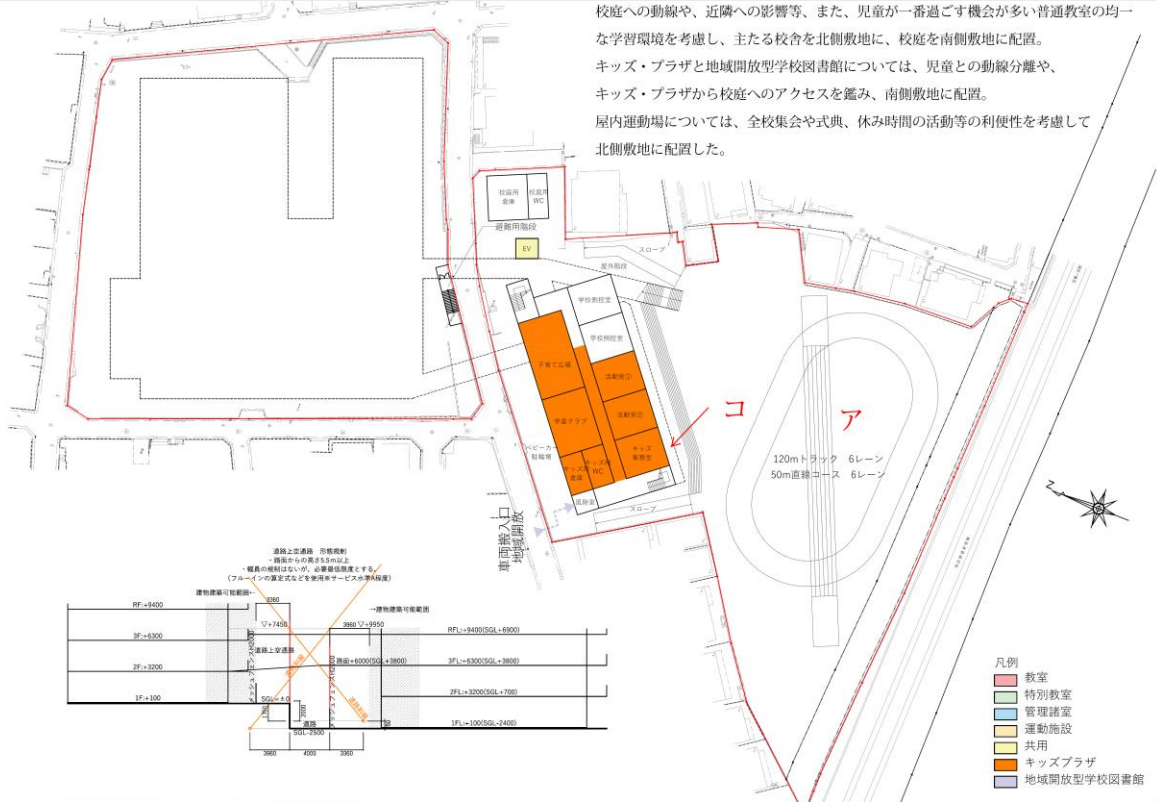
- ・ 校舎を含む建物及び道路上空通路においては、中地震（震度5強）時には有害なひび割れ等を生じない程度、大地震（震度6強から7）時には構造体の大きな補修をすることなく建物を使用でき、児童の安全確保に加え、機能確保が図られる計画とする。

(4) 設備計画

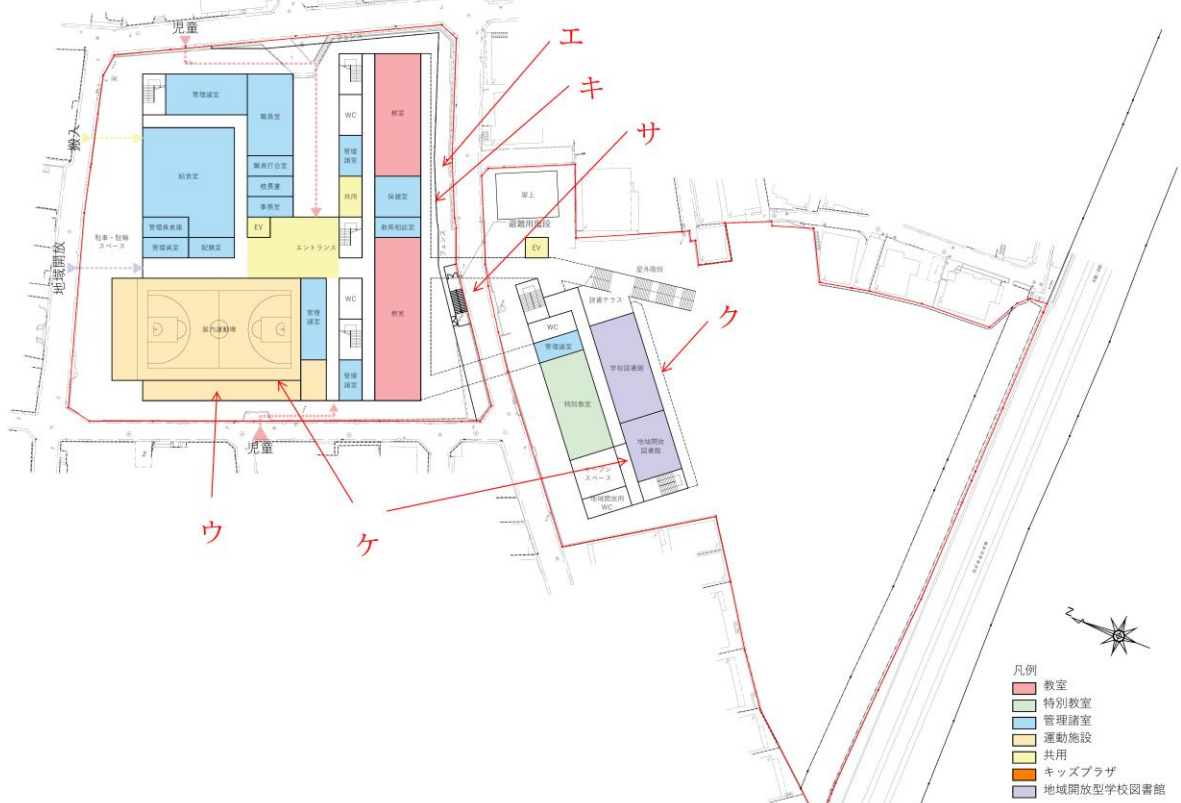
- ・ 校庭の視認性確保のため、校庭が見渡せる監視カメラを設置し、職員室から確認できるようにする。

【基本的な建物配置について】

校庭への動線や、近隣への影響等、また、児童が一番過ごす機会が多い普通教室の均一な学習環境を考慮し、主たる校舎を北側敷地に、校庭を南側敷地に配置。
 キッズ・プラザと地域開放型学校図書館については、児童との動線分離や、キッズ・プラザから校庭へのアクセスを鑑み、南側敷地に配置。
 屋内運動場については、全校集会や式典、休み時間の活動等の利便性を考慮して北側敷地に配置した。



筑西・西中野小学校統合校 配置図・南側1階平面図



筑西・西中野小学校統合校 配置図・北側敷地1階南側敷地2階平面図

◎資料「配置案における各種検討について」（抜粋）

配置案における各種検討について

主たる校舎を北側敷地、校庭を南側敷地に配置する案のほか、以下の案についても検討を行った。

1. 主となる校舎を南側敷地、校庭を北側敷地に配置する案

別添の図面のとおり、主となる校舎棟を南側敷地（一部校舎は北側敷地）、校庭を北側敷地に配置する案についても検証したところ、以下の課題が挙げられた。

- ・西武新宿線の音や視覚等の刺激の回避や、普通教室の採光等、児童への教育環境を考慮する場合、整形の校舎を整備することができない。
- ・普通教室から校庭・屋内運動場への動線が長くなる。
- ・校庭の周囲が住宅地であることから、環境の変化による、近隣への影響が大きい。

2. 人工地盤を整備する案（立体道路として、道路と建物を一体的に整備する案）

両敷地の間を通る道路上に、道路上空通路ではなく人工地盤による建物（校舎）を整備する案についても検証を行った。

国土交通省における、「立体道路制度の概要」から、道路上に人工地盤を整備することができる道路は自動車専用道路が対象となり、一般道路については周辺環境への影響が著しいため、対象とすることができない。

以上の1、2についても検証した結果、「主たる校舎を北側敷地に、校庭を南側敷地」とする案で、更なる検討を進めることとした。

委員長

今の説明について、意見等はあるか伺いたい。

委員

通路が2本になっており、いろいろと配慮されているようだ。

委員

職員室、校長室は正門、つまり東側の門の付近に配置しなければいけないのか。南側に学校図書館、地域開放図書館があるが、これらと職員室等の場所を入れ替えてはどうか。

事務局

南側の地域開放部分に職員室を設ける提案ということか。

委員

そうである。2階に職員室を持ってくれば、視認性が高まるのではないだろうか。

事務局

確かに職員室が南側に来れば校庭への視認性を確保できるが、普通教室から離れてしまうので、現在の位置にしている。職員室から校庭を見ることは出来ないので防犯カメラ、児童たちの安全性についてはキッズ・プラザの職員の活用を考えていきたい。

事務局

他校のキッズ・プラザと同じ職員数で片手間に見るということでは、視認性確保という趣旨を満たさないので、ソフトの対策にはなるが、委託時に視認性確保の業務を契約に盛り込む等して対応したい。従来、キッズ・プラザは放課後に校庭管理をしており、そのノウハウがある。契約内容を中休みや昼休みも監視してもらうように変更することで考えている。

委員

細かい問題はあるかもしれないが、通路も2本できたし、この図面は熟考されており良いと思った。

事務局

児童目線で考えて案を作成した。小学校では児童たちが校庭に一齐に遊びに行くので、教室から校庭までのアクセスを良くした。一足制で下駄箱を使う必要もないので、他校に比べても校庭へ行きやすい案になったと思う。

委員

先生方の賛同は得られているのか。

事務局

先生にはご説明している。

委員

2枚目のBALとは何か。

事務局

バルコニーである。

委員

既存の校門の位置が示されているが、図を見ると児童は今よりも北側から入るようになっていくが、正門をそちらへずらすということか。

パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下パシコン）

おっしゃるように、新校舎は、現在の第八中学校の正門位置よりも少し北側にずらしている。勾配を小さくするために寄せた。バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、なるべくゆるい勾配の入り口を付けるために北側に持って行った。現在の校門位置から勾配を設けることは出来るが、そうすると中庭まで地盤を削らないといけなくなる。そうすると中庭が活用できなくなるので、北側に寄せている。

委員

当初第八中正門は校舎北側にあり、現在の位置は後から移動して設置されたもので勾配があり危ないと思っていた。配慮してもらえて良かった。

委員長

自分も前の階段が残ったままなのは気になると事務局に伝えたことがある。

委員

災害時に約550人の児童が校庭に避難するのに何分くらいかかると想定しているのか。また、災害と言っても様々だが、どのような場合を想定しているのか。

事務局

まずは建物の中に避難するのが原則である。屋内運動場から校庭への避難については、渡り廊下の安全性が確保できるのかという懸念があるので、道路に面したところに屋外階段を設けている。災害としては、地震を想定している。

事務局

今は建物が堅牢になっているので、いきなり外に出るのではなく、まず教室の中に留まって、被害の様子を見ながら適切な場所へ移動するように児童を誘導することになっていると思う。そのため、一気に人が外に出るイメージは持っていない。落ち着いてから先生の誘導の下に避難していく前提で設計をしている。

委員

火災の場合について、例えば給食室から発災すれば、屋内運動場に逃げられないだろう。地域防災計画をご覧いただければ分かるが、この地域は木造の建物が多く、地震発生時に火災が発生する危険度が非常に高い。火災が起こらなければ地震発生時に建物内に留まっても良いだろうが、基本的には校庭に避難するのが第一ルートになると思う。今回の配置案を作成する時に先生方とお話をされたと思うが、次回までに消防団の方等の防災のプロフェッショナルの方にご意見を聞いたらいかがだろうか。自分も自主防災会に入っているが、特に自主防災会で長く活動している

ような人は、この辺りの何が危険なのかを、よく御存じである。ご意見も聞いてみて、本当にこの配置案で良いのかを確認いただけないか。

委員

消防署ではなく防災会に聞くのか。

委員

本当は消防団だろうが、消防関係で地元の意見を聞くとしたら、そうしたプロフェッショナルに聞いた方が一番良いと思った。

事務局

安全性について助言を戴ければありがたいので、どこに相談すべきかを確認し、そのように動く。また、この建物ならこのような誘導ができるのではないかとというソフト面のアドバイスも得られるかもしれない。

パシコン

防火・避難については、ハード面で出来ることは全てやっている。基になる法規範としては、消防法や建築基準法がある。消防法は延焼を止めるための法律で、建築基準法は火が外に燃え移らないように、また、避難をいかに早くできるかという法律に則った基準法である。最低基準ではあるが、それを満たした建物を計画している。そのため、火災発生時にすぐ外に出られるように階段や廊下を配置している。東京都建築安全条例という、東京都の建築関係の法令もあるが、その辺りに則り設計している。

委員

説明は分かるが、この周辺の建物事情もある。

委員

今は難燃性の構造物を使っているだろうが、やはりよく意見を聞いた方が良いと思う。

事務局

地域の火災危険度を踏まえる必要があると思うので、ご指摘のとおり、その関係者の意見を聞くようにしたい。

委員長

2本の通路の幅について教えてほしい。

事務局

イメージしやすいように、これからメジャーで示す。

パシコン

この部屋の机の長さが約 2.7mである。2本とも、通路は図面上、幅 4mで、建物の壁ができると約 3.5mが有効な幅員である。（メジャーで実寸を提示）通常の学校は約 2.5mなので、それよりは十分広い通路だ。

委員

小学校で出口を一か所にして、児童が逃げようとしたらどうなるかを消防署員と検証すると良いのではないか。鷺宮小学校は三つ出口がある。この幅でいけるのかどうかを試してみると良い。

安全は非常に重要な要素であり、この委員会は安全な建物を建てる前提で開かれるべきだが、ここで基本的な法律に従っているかどうかというレベルの話が出てくるのは、どうかと思う。平成 28 年第 381 号の国家賠償等請求控訴事件という仙台高裁判決を読まれると良い。学校安全はどういったものなのかが、判決文に詳細に書かれている。

委員

今さらそのようなことを調べてもしょうがないだろう。

委員

2m の通路幅は狭いのか広いのかが分からない。

委員長

今の第八中学校の通路は 2.5m くらいで、それが 3.5m になり 1m は広がる。

事務局

学校の廊下の幅の最低基準は 2.3m である。

委員

渡り廊下はどうか。

事務局

渡り廊下に基準は無いが、廊下と同様に考えれば 2.3m だろう。

委員

給食室が火元になり得るだろうが、小学生というのは、火事等の災害発生時にどのような行動を起こすものなのか。

事務局

そのときも、基本的には慌てず移動するよう誘導をする。

委員

それは分かるが、火が迫っている状態で、子どもたちは慌てずにおとなしくしていられるのか。

事務局

当然混乱時も想定の上、通路幅を考えている。

委員

渡り廊下を使わずに、外から公道を通過して避難する可能性もあるのではないかと。

事務局

複数のルートを確認できるように考えた。

委員

質問だが、建物の上にプールがあるが、工期や管理で配慮がしているのではないかと。杉並区で体育館の上にある学校はいくつかあるが、今回校舎の上にプールを置いた理由があれば知りたい。

事務局

前提条件として、区の施設整備計画の中で、今後新たにつくる学校については、防災時の活用も想定し、建物の屋上にプールを設けることを原則としている。

委員

バケツリレーの必要はなさそうだと。

事務局

プールの水は配管を通して重力で落とし、マンホールトイレ等の生活用水として使うこともできる。

パシコン

この敷地は第一次低層住居地域という用途地域であり、あまり大きな建物を建てられない。さらに、第1種高度制限という規制がかかっている。これは、エレベーターの塔屋や階段の塔屋であれば全体の面積の8分の1までの超過は許されるという例外はあるが、10m以上の建物は基本的に建てられない。プールを設ける場合は、フェンスを建てる必要がある。屋内運動場の上にプールを載せることは出来るが、フェンスを建てるとうと10mを超えてしまうので、3階にプールを設けている。

事務局

強度的には、屋内運動場の上に配置するのと校舎の上に配置するのと、どちらが強いのか。

パシコン

屋内運動場の場合はスパンという梁を長い距離飛ばすので、重いものに関しては少し弱くなる。プールは水で重たくなるので、それを考えると屋内運動場に置くよりは普通の校舎に置いた方が柱もたくさん入っているので、安全性はより高くなると思う。

委員

小学生は火事の際にパニックにならないのか。

委員

学校では、これだけ多くの児童を助けるために、どのような動きが必要なのかという指導のために、毎月避難訓練をしている。目の前に炎が見えるような状況は再現できていないが、その限

りでは皆静かに避難出来ている。言うことを聞かなくて困るということはない。

委員

2枚目の人の動線が書かれている図面についてだが、地域開放の建物が南側にあるが、ここへの動線は北側の地域開放のところからの動線なのか。

パシコン

図面の見方を述べる。A3版の図面が4枚あるが、北側敷地と南側敷地は約2.5mの高低差がある。1枚目に関しては南側の1階の図面を何も示していないが、それは床のレベルが違うためである。2枚目の図面では北側の建物の1階、南側建物の2階というように図面をみていただくと良い。

ベビーカー置き場と駐輪場がある。ここから入り、風除室を通過してキッズ・プラザに行き、向かい側で地域開放図書館に行く形になる。

委員

土日の開放時もここから入るのか。開放の利用者も自転車を2枚目の駐輪場に置くのか。

委員

体育館ではなくて校庭を使う人たちの自転車置き場は、土日とは限らないだろう。

パシコン

2階にも駐輪・駐車スペースを設けているので、どちらでも確保できる。

委員

校庭に下りる黄色の階段だが、この階段の所は屋根があるのか。

パシコン

通路の上にも屋根を設けるようにしている。今の第八中学校のイメージではなく、通路は完全に覆われたものを考えて貰って構わない。階段は屋外階段なので屋根は無い。

委員

雪が降ったら使えないのか。

事務局

その時は除雪で対応する。

パシコン

南側建物にも階段があるので、そちらを使ってもらうことはできる。

委員

開放時はここが避難所になるだろう。今の第八中学校では、防災用品は分散して置いているのではないと思う。今のこの図面では表示されていないが、この機会に全ての防災用品を校内の一か所にまとめられる防災倉庫を作ってほしい。

パシコン

防災倉庫は、屋内運動場のすぐ下にウという矢印があるが、その辺りに設けようと教育委員会と打ち合わせをしている。教室1室程度の広さである。

委員

今の防災用品は部屋2つ分だと思う。

委員

体育館で寝泊まりすることを考えてここに配置したのだろう。

委員

町会の役員は皆70歳以上で、下からリヤカーを引いてくるのは至難の業だ。今、町会の倉庫が無いが、第八中学校に一か所場所を借りている。この案で良いのではないか。

委員

防災倉庫の設置は、校舎が潰れた時を考え、2階に置いているのか。

委員

今は、体育館が予定されている西北の所に、町会と区の防災倉庫が2つある。

事務局

今、区で計画している学校は、全て避難所となる体育館に近接して防災倉庫を設置する。

委員

それは例えば毛布等を入れるためか。

事務局

物資はすぐ使える位置に置くことにしている。

委員

1枚目の図面について、南側の一階部分で校庭から建物に入るまで高低差があると思うが、スロープと階段は今もあるのか。

委員

ある。体育館は1mほど少し高くなっている。

委員

地域開放型学校図書館はどのくらいの広さなのか。通常の図書館に比べて狭いように見える。鷺宮図書館は無くなってしまうのか。

事務局

10年計画の中では、鷺宮図書館はかなり老朽化が進んでいるので、新しい図書館をつくる計画をしている。それとは別に、身近なところで図書に触れられるようにという構想しているのが、この地域開放型学校図書館である。

委員

他の学校にもあるのか。

事務局

新しい学校にはセットでつくろうと進めている。

委員

図面の読書テラスとはどのようなものなのか。

パシコン

図書館に近いので読書等、児童が楽しく過ごせるような空間になれば良いと考えている。

委員

それは屋内になるのか。オープンテラスのような形か。

パシコン

屋外である。詳細は設計を詰めていく中で決めていくので、ご意見として伺いたい。

委員

道路上空通路の高さは5.5m必要だというのは、法律で決まったものなのか。3m程の高さが良いと思う。

パシコン

法律上で5.5m以上ということで、基本的には道路上に建てられないが、許可を得るには5.5m以上の高さである必要があると法律で書かれている。

議事(2) その他

委員長

その他に何かあるか。ないようであれば、統合委員会ニュースについて事務局から報告がある。

事務局

前回の協議分の統合委員会ニュースは、統合委員会としての新校舎の方向性が定まらなかったことから、発行を見送らせていただいた。本日の内容については、次回までの期間が短いため、次回以降、統合新校の校舎に関する方向性を報告できるタイミングで合併号として発行させていただきたいが、いかがか。

—異議なし—

委員長

では、前回、今回と次回の統合委員会ニュースは合併号として発行する。次に次回予定について、事務局から連絡がある。

事務局

今回は、12月18日火曜日の午後6時半から鷺宮区民活動センターで開催する。開催通知はお手元に配付している。

次回の統合委員会では、第2回から協議いただいている統合新校の新校舎について、統合委員会として、新しくできる学校はこのような施設にしてほしいという意見を取りまとめる予定である。具体的には、校舎に関する要望を箇条書きにまとめて、それを教育委員会に提出する。

委員長

各委員が提出するのか。

事務局

統合委員会として一つの意見案を提出する。先行している上高田小学校・新井小学校統合委員会では、新井小学校の位置に新設する統合新校は妙正寺川側が近いので、災害時の浸水が無いように機械類を上部に配置してほしい、子どもたちが過ごしやすい広い校庭にしてほしい、児童が安心して通える学校にしてほしい等、安全性、教育環境等に着眼した様々な意見をいただいた。その意見を設計に反映させている。次回そのような意見をいただきたい。

委員

思いつきでたくさん言ってもいいのか。

事務局

今まで意見をだいぶ出していただいたので、それらを事務局でまとめて意見書の案を提示する。

委員

先生の意見も入れてもらわないと困る。

事務局

事務局が作成した案に変えたい部分があるかどうかを確認いただき、意見をまとめたい。

委員

最後に確認だが、前回の協議で、再編計画を白紙に戻すような話が出ていたが、本日でその話も終わりということか。

委員

北側に校舎を配置する案にしたと書かれているので、そうなのではないか。

委員

先日は、再編はしないという話が出ていたが、それは無くなったということか。この学校をいかに良くしていくかということをお話し合っていけばいいのか。それを確認しないと、本日は何のために出てきたのか分からない。

事務局

練り直した案で進めて良いかどうかを確認してもらうために本日臨時で会を開催したので、それを確認していただきたい。

委員長

本日は様々な説明を受けたが、この方向で進んで行ってよろしいか。

委員

自分は前回の統合委員会で、統合しない方が良いのではないかという意見を述べた。しかし、現場の先生方がこれで大丈夫と言うのであれば、もう自分が口を挟む余地はない。個人的にはまだ思うところがあるが、先生方の意見を尊重したい。

委員

通学路の件についても、自分は、周辺の踏切がどのくらいの時間開くのか等を調査し、西武鉄道にも問い合わせたが、ここに学校を建てるのは非常に難しいと感じる。今考えられる通学路は、中杉通りを越え、鷺宮駅を通過し、南にある跨線橋を使うしかないと思っている。そこを使って

線路を渡り、さらにまた中杉通りを戻って第八中学校に行く。自分も一度教育委員会に通学路の事を質問したが、開校の前年度に校長が決めるという回答だった。本当は跨線橋をつくる等、線路を渡る手段があれば良いが、現状で望みが叶いそうもないとなると、今自分が述べた通学路しか考えられない。そうすると、そのようなルートを通るのであれば鷺宮小学校が一番良いのではないかと思う。

委員長

踏切問題については、行政の方でも真剣に考えてもらっている。

事務局

さらに意見を戴きながら、より良い施設をつくっていきたい。通学路の問題は、前回は委員長からお話があり、大きな課題だと思っている。一つの方策として、跨線橋を新設できないかということも具体的にお話を戴いている。今まで教育委員会も具体的な検討までには至っていなかったが、先々週、西武鉄道に直接打診しに行った。それが可能かどうかということを見極めて、可能であればその方法を探るし、無理ならばソフト面でどう解消できるのかを具体的に考えていく。検討経過については、この委員会で逐次報告し、皆様の知恵も戴きながら進めていきたい。最善を尽くして努力していくので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

くれぐれもよろしくお願いしたい。

委員

特急が増え、以前よりも開かずの踏切が増えている。

事務局

自分も先日から朝踏切に立ち、自分の目で確認しようとしている。各委員のお知恵を借りしながら、児童が本当に安全に通学できるようにしていきたい。

委員長

次回の18日までに資料は皆様に届けてもらえるのか。

事務局

届くようにする。

委員長

では、次回は12月18日火曜日の18時30分から、鷺宮区民活動センターで開催する。本日の統合委員会は以上で終了する。